

太平洋戦争前後の国外強制動員犠牲者等の支援に関する法律

第 1 条（目的） この法は、1965 年に締結された「大韓民国と日本国の間の財産及び請求権に関する問題解決と経済協力に関する協定」と関連し、国家が太平洋戦争前後の国外強制動員犠牲者とその遺族等に人道的次元から慰労金等を支援することによって、彼らの苦痛を治癒し、国民和合に寄与することを目的とする。

第 2 条（定義） この法で使用する用語の定義は次のようなものである。

1. 「強制動員犠牲者」とは、次の各目のうちのどれか一つに該当する人をいう。
 - カ. 1938 年 4 月 1 日から 1945 年 8 月 15 日の間に、日帝によって軍人、軍務員あるいは労務者等として国外に強制動員され、その期間中あるいは国内に帰ってくる過程で死亡したり行方不明になった人あるいは大統領令が定める負傷で障害を被った人で、第 8 条第 1 号により、太平洋戦争前後の強制動員犠牲者と決定された人
 - ナ. 「日帝強占下強制動員被害真相糾明等に関する特別法」第 3 条第 2 項第 4 号に基づき、日帝の強制動員被害犠牲者と決定された人で、1938 年 4 月 1 日から 1945 年 8 月 15 日の間に、日帝により軍人・軍務員あるいは労務者等として国外に強制動員され、その期間中あるいは国内に帰ってくる過程で死亡したり行方不明になった人
2. 「強制動員生存者」とは、1938 年 4 月 1 日から 1945 年 8 月 15 日の間に、日帝により軍人、軍務員あるいは労務者等として国外に強制動員され、国内に帰ってきた人の内、強制動員犠牲者に該当しない人で、第 8 条第 2 号に基づき太平洋戦争前後の国外強制動員生存者と決定された人をいう。
3. 「未収金被害者」とは、1938 年 4 月 1 日から 1945 年 8 月 15 日の間に、日帝により軍人・軍務員あるいは労務者等として国外に強制動員され、労務提供等をした対価として日本国及び日本の企業から支給を受けえた給料、各種手当、弔慰金、扶助料等(以下「未収金」という)の支給を受けられなかった人で、第 8 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、未収金被害者と決定された人をいう。

第 3 条（遺族の範囲等） ① この法で「遺族」とは、強制動員犠牲者あるいは未収金被害者と親族である人の内、次の各号に該当する人であり、第 8 条第 2 項第 1 号に基づき、遺族と決定された人をいう。

1. 配偶者及び子女
2. 父母
3. 孫
4. 兄弟姉妹

② 第 4 条に基づく慰労金及び第 5 条に基づく未収金の支援金を支給される遺族の順位は、第 1 項の各号の順位とする。

③ 第 1 項の各号の順位に基づく遺族は、第 4 条に基づく慰労金及び第 5 条に基づく未収金の支援金を支給される権利を持つ。ただし、同じ順位者が 2 人以上の場合は、同一の持分で慰労金及び未収金の支援金を支給される権利を共有する。

第 4 条（慰労金） 国家は、強制動員犠牲者あるいはその遺族に、次の各号の区分に基づき慰労金を支給する。

1. 国外に強制動員され、死亡したり行方不明になった場合は、強制動員犠牲者一人当たり 2 千万ウォン〔「対日民間請求権補償に関する法律」（法律第 2685 号として制定され、第 3615 号で廃止された法律をいう）第 4 条第 2 号に基づき、金銭を支給された場合は、犠牲者一人当たり 234 万ウォンを差し引いて支給する〕
2. 国外に強制動員され、負傷で障害を被った場合は、強制動員犠牲者一人当たり 2 千万ウォン以下の範囲内で障害程度を考慮して、大統領令が定める金額

第 5 条（未収金の支援金） ① 国家は、未収金被害者あるいはその遺族に、未収金被害者が日本国あるいは日本の企業から支給されえた未収金を、当時の日本国の通過 1 円に対し、大韓民国の通貨 2 千ウォンに換算して支給する。

② 第 1 項の場合に、未収金の金額が日本国の通貨 100 円以下の場合には、未収金の金額を日本国の通貨 100 円と見なす。

第 6 条（医療支援金） ① 国家は強制動員犠牲者の内の生存者あるいは強制動員生還者の内の生存者が、老齢・疾病あるいは障害等で、治療が必要であったり補助装具の使用が必要な場合は、治療あるいは補助装具の購入に使用される費用の一部を支援する。

② 第 1 項に基づく支援金の支給額、支給方法、その他支給に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 7 条（慰労金等の支給の除外） 次の各号のどれか一つに該当する場合は、第 4 条に基づく慰労金、第 5 条に基づく未収金の支援金及び第 6 条に基づく医療支援金(以下、「慰労金等」という)を支給しない。

1. 強制動員犠牲者、強制動員生還者あるいは未収金被害者が、「日帝強占下反民族行為真相糾明に関する特別法」第 2 条に基づく親日反民族行為をした場合
2. 「日帝下日本軍慰安婦被害者に対する生活安定支援及び記念事業等に関する法律」等に基づき、強制動員期間中に被った被害に対し、既に一定の支援を受けたり現在受けている者あるいはその遺族
3. 1947 年 8 月 15 日から 1965 年 6 月 22 日まで継続して日本に居住した人
4. 大韓民国の国籍を持っていない人

第 8 条（太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援委員会） 次の各号の事項を審議・議決するために、国務総理所属で「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援委員会」（以下、「委員会」という)を置く。

1. 太平洋戦争前後の国外強制動員犠牲者及びその遺族あるいは未収金被害者及びその遺族に該当するかの当否に関する事項
2. 太平洋戦争前後の国外強制動員生存者及びその遺族に該当するかの当否に関する事項
3. 太平洋戦争前後の国外強制動員犠牲者の負傷による障害の判定に関する事項
4. 慰労金等の支給に関する事項
5. その他に大統領令が定める事項

第 9 条（委員会の構成及び運営） ① 委員会は委員長 2 人を含む 11 人以内の委員で構成

し、委員は関係公務員及び学識と経験が豊富な者の中から国務総理が任命あるいは委嘱する。

- ② 委員長は、関係の公務員である委員と委嘱委員の中から、国務総理がそれぞれ1名を共同委員長に任命あるいは委嘱する。
- ③ 公務員ではない委員の任期は2年とし、1回に限り延任できる。
- ④ 委員会の事務を処理するために、委員会に事務局を置く。
- ⑤ その他の委員会の組織及び運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第10条（分科委員会） ① 委員会の業務を効率的に遂行するために、委員会に分科委員会を置くことができる。

② 分科委員会の組織及び運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第11条（委員の欠格事由等） ① 次の各号の一つに該当する者は、委員になることができない。

- 1. 大韓民国の国民ではない者
- 2. 「国家公務員法」第33条第1項の各号のどれか一つに該当する者
- 3. 「公職選挙法」に基づいて実施される選挙に候補者(予備候補者も含む)として登録している者

② 委員が第1項の各号のどれか一つに該当するようになった時には、当然退職する。

③ 委嘱委員が次の各号のどれか一つに該当するようになった時には、解嘱することができる。

- 1. 心身障害により職務遂行が不可能だったり顕著に困難だと認められる時
- 2. 職務怠慢、品位損傷、その他の事由によって委員として適当でないと認定された時

第12条（委員の除斥・忌避・回避） ① 委員は次の各号のどれか一つに該当する場合は、該当の審議・決定から除斥される。

- 1. 委員あるいはその配偶者であるか配偶者であった者が、慰労金等の支給申請をした場合

2. 委員が慰労金等の支給申請人と親族であるか親族であった場合
3. 委員が慰労金等の支給申請に関して当事者の代理人として関与していたり関与した場合

- ② 慰労金等の支給申請人は、委員に審議・決定の公正性を期待しがたい事情がある場合、委員会に委員の忌避を申請することができる。
- ③ 委員本人は、第1項の各号のどれか一つあるいは第2項の事由に該当する場合は、自ら審議・決定を回避することができる。

第13条（委員等の秘密漏洩の禁止） 委員会の公務員でない委員あるいは委員であった人や委員会の公務員でない職員あるいは職員であった人は、業務遂行過程で知った秘密を漏洩したり、委員会の業務遂行外の目的に利用してはならない。

第14条（慰労金等の支給申請） ① 慰労金の支給を受けようとする人は、大統領令が定める証憑資料を貼付し、書面で委員会に慰労金等の支給を申請しなければならない。

② 第1項に基づく支援金等の支給申請は、この法の施行日から2年以内にしなければならない。ただし、申請期間内に申請できない特別な事情がある場合は、大統領令が定めるところにより申請期間を延長することができる。

③ 委員会は、第1項に基づき提出された申請書及びその他の関連証憑資料に不備な事項があると判断される時には、その申請人に補完しなければならない事項及び期間を明示し、これを補完することを要求することができる。

④ その他の慰労金等の支給申請に関する必要な事項は、大統領令で定める。

第15条（審議と決定） ① 委員会は、支援金等の支給申請を受けた日から6か月以内に、その支援の当否と金額を審議・決定しなければならない。ただし、その期間内に決定できない正当な理由がある場合は、委員会の決定で1回に限り90日の範囲内で審議・決定期間を延長することができる。

② 第14条第3項に基づき申請人が申請書類を補完した場合は、補完された書類の受付日から6か月以内に審議・決定しなければならない。

③ 審議・決定に関してその他必要な事項は、大統領令で定める。

第 16 条（決定書の送達） ① 委員会が慰労金等を支給するか支給しないかを決定した場合は、30 日以内にその決定書の正本を申請人に送達しなければならない。

② 第 1 項の送達に関しては、「民事訴訟法」の送達に関する規定を準用する。

第 17 条（再審議等） ① 第 15 条に基づき、委員会が決定した事項に対して異議がある人は、決定書を送達された日から 30 日以内に、委員会に再審議を申請しなければならない。

② 第 1 項に基づく委員会の再審議は、90 日以内にしなければならない。ただし、その期間内に決定できない正当な理由がある場合は、委員会の決定で、1 回に限り 90 日の範囲内で再審議の決定期間を延長することができる。

③ 再審議及び再審議決定書の送達に関しては、第 15 条及び第 16 条をそれぞれ準用する。

第 18 条（申請人の同意と慰労金等の支給） ① 決定書の正本を送達された申請人が、支援金等の支給を受けようとする時は、その決定に対する同意書を貼付し、委員会に支援金等の支給を請求しなければならない。

② 慰労金等の支給に関する手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 19 条（慰労金等を支給される権利の保護） 慰労金等の支給を受ける権利は、譲渡あるいは担保で提供したり押収することはできない。

第 20 条（租税の免除） 慰労金等に対しては、「租税特例制限法」で定めるところにより、国税及び地方税を賦課しない。

第 21 条（消滅時効等） ① この法に基づく慰労金及び未収金の支援金の支給を受ける権利は、決定書の正本が申請人に送達された日から 1 年の間に行使しなければ、時効により消滅する。

② 第 6 条に基づく医療支援金の支給を受ける権利は、第 14 条 1 項に基づく支給申請をした日から発生する。

第 22 条（還収等） ① 国家は、慰労金等を支給された人が、次の各号のどれか一つに該当する場合は、その人が受けた金額の全部あるいは一部を還収することができる。

1. 虚偽やその他の不正な方法で支援金の支給を受けた場合
2. 錯誤等やその他の事由で、誤って支給された場合

② 国家が第 1 項に基づき還収する場合は、「国税徴収法」の規定を準用する。

第 23 条（事実調査等） 委員会は、慰労金等の支給審査のために、申請人、証人あるいは参考人等から証言あるいは陳述を聴取したり、必要だと認められる時には、検証あるいは調査をすることができ、行政機関等その他の関係機関の長は、特別な理由のない限り、遅滞なくこれに応じなければならない。

第 24 条（公務員等の派遣等） ① 委員長は委員会の業務遂行のために特に必要と認める場合は、国家機関あるいは地方自治団体に対し、所属公務員の派遣勤務及びこれに必要な支援を要請することができる。この場合、派遣要請等を受けた国家機関あるいは地方自治体の長は、業務遂行に重大な支障がない限り、これに応じなければならない。

② 第 1 項に基づき公務員を派遣した国家機関あるいは地方自治団体の長は、委員会に派遣された人に対し、人事上不利な措置をしてはならない。

第 25 条（権限の委任・委託） ① 委員会は、業務を処理するにおいて必要だと認められる時には、大統領令が定めるところに基づき、その業務の一部を、特別市長、広域市長、道知事、特別自治道知事や市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう）に委任することができる。

② 委員会は、大統領令が定めるところに基づき、慰労金等の支給に関する事務を金融機関等に委託することができる。

第 26 条（罰則適用での公務員の擬制） 公務員でない委員会の委員あるいは職員は、「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定に基づく罰則の適用では、公務員と見なす。

第 27 条（罰則） ① 虚偽やその他の不正な方法で慰労金等の支給を受けたり受けさせた

者は、5年以下の懲役あるいは500万ウォン以下の罰金に処する。

② 第1項の未遂犯は、処罰する。

③ 第13条に違反した行為をした者は、2年以下の懲役あるいは300万ウォン以下の罰金に処する。

附 則

この法は、公布後6カ月が経過した日から施行する。ただし、委員会の委員及び所属職員の任命、この法の施行に関する委員会規則の制定、委員会の設立準備は、施行日以前に行うことができる。

[翻訳：福留範昭 2007.12.17]